

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2665号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

日本最北端の地(北海道宗谷岬)



随 想	情 報	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策
私の目指すまちづくり	農村の新しい役割	町村Nav i	グリーンツーリズム	定住自立圏構想推進要綱を決定
	「フランスの農業・農村・地域社会」		NPO法人オーガニックス協会	小さくても「輝く住民の笑顔あふれるまち」をめざして
			福岡県新宮町長	京都府伊根町
			中野 昌昭	
			(11)	(9)
				(8)
				(4)
				(2)

休 閑 話 題

補完性の原理が地方を苦しめる不思議

横浜国立大学経済学部教授 金澤 史男

分権改革の理念とされるスローガンに「地方にできることは地方に」がある。従来、国と地方の事務配分に関する地方優先の原則とか市町村優先の原則と言われていたが、近年、「補完性の原理」と呼ばれることが多くなった。

この原理は、本当に地方自治の充実にプラスに作用しているのだろうか。市町村で出来ることはまず市町村でやり、出来ないことは都道府県がやる、それでも出来ないことは国がやるというのは基礎的自治体を尊重しているように思える。

しかし、介護、医療、廃棄物処理などの重要課題を扱う事務事業を次々と拡充、移譲しながら、それに伴う財源や人員が拡充されなければ、地方は地獄である。事実、福祉分野を中心に市町村への事務事業移譲が進展した1980年代後半以降、地方税財源の充実は進んでいない。それを目的に掲げた三位一体の改革では、補助金、地方交付税が大幅に削減され、3兆円の税源移譲があっても差引6兆円のマイナスとなる始末である。こつやつて基礎的自治体の仕事を増や

していけば、それに耐えられなくなる市町村が出てくる。だから強制的な合併が必要だ。弱小町村に一人前の自治は必要ないとされるならば、補完性の原理はもはや自治破壊の手段でしかない。

もともとこの原理は、ヨーロッパ地方自治憲章で強調されたものである。EU統合のもとでは、事務事業が上位団体に取り上げられていく傾向があり、「地方ができることは地方で」の原則は、現にうまく機能しているものは地方で、という意義があった。日本の文脈と異なることに注意しなくてはならない。

国と地方の事務配分に当たっては、補完性の原理だけでなく、それが合理的であるか、効率的であるかが慎重に検討されなければならない。この点は、すでにシャープ勧告やそれに基づく神戸勧告で指摘されていたところである。そのうえで必要にして十分な財源、人員の保障が不可欠なのである。たとえば、介護保険や国民健康保険について、市町村規模の拡大で対応するのではなく、保険者を国や県に代えることの合理性を吟味すべきである。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい) 尚、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

定住自立圏構想推進要綱を決定

・ 中心市と1対1で「協定」を締結 ・

総務省は昨年12月26日、「定住自立圏構想推進要綱」をまとめ各自治体に通知した。中心市と周辺市町村が医療や地域公共交通など様々な分野で1対1で締結する「協定」に基づき役割分担し、圏域全体の活性化を図ることで地方圏からの人口流失を食い止めるのが目的。このため、同省は来年度、「協定」等に基づく取組に対する包括的財政措置として中心市に1市当たり年間4、000万円、周辺市町村にも1市町村当たり同1、000万円の特別交付税を措置するほか、地域活性化事業債（元利償還金を交付税措置）などの支援措置も行う。すでに決定している先行実施団体20市などを中心に具体的な取組が進められる。同構想については、市町村合併に代わる新たな連携、第29次地方制度調査会が今年夏にも答申する、特別団体「制度窓口町村」との関連も指摘されており、今後の具体化が注目される。

中心市が「宣言」「共生ビジョン」を策定

わが国の総人口が減少に転じる中、特に地方圏での人口減少と高齢化が深刻となることから、地方圏から3大都市圏への人口流失食い止める3大都市圏から地方圏への人の流れ創出・を目的に同構想を打ち出したもの。

要綱は、定住自立圏について「中心市と周辺市町村が、自らの意思で

1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域」と定義。また、「中心市」は、都市機能に一定の集積があり周辺市町村の住民もその機能を活用している都市とし、具体的には、人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）、昼夜間人口比率1以上、などとした。

また、中心市は、地域で中心的な役割を担う意思を明示するため「中心市宣言」を作成し、公表する。同

「宣言」には、地域全体のマネジメ

ントで積極的に各種サービスを提供する意思、行政・民間分野の都市機能の集積状況、周辺市町村と連携する取組、などを記載する。その上で、中心市と周辺市町村が「1対1」で、定住自立圏形成協定を結ぶ。同

「協定」は、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るため、様々な分野で連携することを規定するもので、各議会の議決を経て定める。

規定する具体的事項として、生活機能の強化（医療、福祉、教育、

土地利用、農業振興）結びつきやネットワークの強化、地域公共交通、交通インフラ整備、地産地消、住民の交流・移住促進など、圏域マネジメント能力の強化（中心市の人材育成や外部からの人材確保、圏域内市町村の職員交流など）、の3つの視点を挙げた。

なお、「協定」の期間は定めないが、一方の市町村からの「協定」廃止通告により一定期間経過後（原則2年間）に廃止できることも明記した。

さらに、中心市は「協定」で形成された定住自立圏全体を対象に圏域の将来像や「協定」に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し公表する。同「ビジョン」の期間はおおむね5年間とし、策定には民間や地域の関係者を構成員とする「圏域共生ビジョン懇談会」で検討を経ることとした。

このほか、要綱は都道府県による助言・支援、総務省による助言・支援も規定した。

周辺市町村にも特交で各1千万円

総務省は同日、定住自立圏構想推進に向けた09年度の財政支援措置を公表した。それによると、地方財政

政 策

措置では、一般行政経費(単独)に50億円計上したほか、地域活性化事業債844億円、過疎対策事業債2、638億円、辺地対策事業債478億円をそれぞれ計上。また、地域情報通信基盤整備推進交付金として79億円も併せ計上した。

うち、中心市と周辺市町村の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)として、中心市には1市当たり年間4、000万円程度、周辺市町村には1市町村当たり年間1、000万円程度をそれぞれ措置する。中心市への措置は、周辺市町村

の住民ニーズに対応しながら進める生活機能等の集約・ネットワーク化や各種行政サービスを提供する取組への支援措置で、圏域の人口・面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率などを勘案して算定。周辺市町村への措置は、「協定」または「ビジョン」に基づき中心市や他の周辺市町村と連携しながら進める取組や地域ニーズを踏まえて行うコミュニティ振興などの取組を支援するもので、当該市町村の人口・面積等を勘案して算定する。

また、地域活性化事業債に「定住自立圏構想推進事業」を創設する。対象は、「協定」「ビジョン」に基づく基幹的施設やネットワーク形成に

資する道路、交通、通信施設など圏域全体の生活機能維持等確保に必要不可欠なものの整備に同事業債(充当90%)を充当、その元利償還金の35%を普通交付税措置する。なお、単独事業のほか定住自立圏推進のため優先採択された国庫補助事業のうち特に必要なものの地方負担分にも充当する。また、圏域内の住民の利用にも供する施設を整備する場合、圏域内の他市町村の負担金について当該市町村の住民の効用を限度に地域活性化事業債や過疎債、辺地債の充当も認める。

このほか、産業振興や医療サービス向上、ICTの効果的活用などで圏域外から専門家を確保・活用する経費にも特別交付税措置する。措置額は、圏域構成市町村当たり年間700万円を上限に最大3年間措置する。さらに、民間主体の取組への支援に対しても、民間への融資等を行うファンド形成への財政措置、ふるさと融資の融資限度額引き上げ、益法人等への出資には一般単独事業債を充当(90%)し、償還金利子に特別交付税措置(50%)する。

さらに、個別の施策分野における財政措置として、病診連携等による地域医療確保に対する財政措置

(特別交付税)へき地の遠隔医療に対する財政措置の拡充(同)簡易水道の統合等の経過措置(一定期間、簡水と同様の財政措置適用)を行う。うち、地域医療確保では、「協定」「ビジョン」に基づき病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組み市町村に対し特別交付税措置する。具体的には、圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院・民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金に特交措置する。

連携には地域医療や農業振興など

推進要綱の通知を受けて、定住自立圏構想は今後、先行実施団体を中心に具体化が進められる。なお、先行実施団体が予定している取組の内容をみると、大半が地域医療の確保を掲げているほか、圏域の交通確保、農業振興なども計画に挙げている。

具体的には、地域医療関係では、「市立総合病院の機能強化や診療所との連携」(福島県南相馬市)、「市立病院を核とした病診連携・医師派遣」(長野県飯田市)、「市立病院を核とした医療連携」(滋賀県彦根市)、「病院・診療所の連携」(岡山県備前市・兵庫県赤穂市・上郡町)、「高度医療・

福祉の充実」(山口県下関市)、「産科・小児科の医師確保」(高知県四万十市・宿毛市)、「小児救急医療センターなど医療連携」(大分県中津市)などが並ぶ。また、交通関係では「コミュニティバスの広域運行」(岐阜県美濃加茂市・坂祝町、宮崎県日向市)や「バスネットワークの構築」(鹿児島県薩摩川内市)、「観光施設をつなぐ交通網充実」(鳥取県米子市・松江市・境港市・安来市、島根県東伊出雲町)、「離島航路の充実」(香川県高松市)、「広域救急医療体制整備のための道路整備」(宮崎県都城市)などが計画されている。

このほか、農業関係では「地域ブランド形成」(青森県八戸市)をはじめ、「農産物の増産・地産地消の推進」(埼玉県秩父市、日向市)、「農業振興と担い手育成」(薩摩川内市)、「地場農産物の生産促進・担い手育成」(鹿児島県鹿屋市)などが挙げられている。さらに、「学校給食施設の広域利用」(備前市・赤穂市)、「伝統芸術文化交流」(秩父市)、「在住外国人の教育カリキュラム充実」(美濃加茂市・坂祝町)、「図書館ネットワーク化」(四万十市・宿毛市)、「企業誘致」(宮崎県延岡市)などが計画されている。

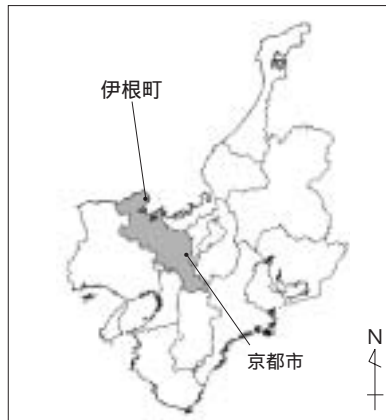
(自治日報記者 井田正夫)

現地レポート

町村独自のまちづくり

小さくても

「輝く住民の笑顔あふれるまち」をめざして



はじめに

京都府伊根町は、京都府の北部・丹後半島の北端に位置し、東から北は日本海、若狭湾に面しており、古くから漁業で栄えた人口2、718人の町です。大きさは東西10・6km、南北12・0km、総面積61・99平方キロで町の74%を森林が占めています。平成5年春のNHK連続テレビ小説「ええにょぼ」で伊根浦が舞台となり、一躍有名になりました。

「日本で最も美しい村」連合に加盟

平成20年10月7日(火)、徳島県上勝町で特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合(の第4回総会が開催され、伊根町の加盟が承認されました。この「日本で最も美しい村」連合は、加盟町村のほか、ポテトチップスなどでお馴染みのカルビーや博報堂などの企業サポーター、個人会員などから成り立っており、サポーターの技術や知恵の提供を受け、観光などを軸に地域振興を図るものです。



the most beautiful villages in japan

NPO法人「日本で最も美しい村」連合ロイヤルク



いねちょう 京都府 伊根町

伊根祭りで見られる船屋台(神楽山)

フォーラム

伊根湾に沿った狭い平地に集落が形成されている



県白川村、長野県大鹿村、徳島県上勝町、熊本県南小国町、宮崎県高原町、長野県木曾町、開田高原、北海道標津町、岐阜県下呂市馬瀬に加え、伊根町、北海道鶴居村、北海道京極町、山形県飯豊町、長野県中川村、長野県南木曾町、高知県馬路村の7町村が新たに加盟しました。伊根町は、「伊根浦舟屋群」の景観と、300年余りの伝統を持つ「亀島区祭礼行事」の2つの地域資源で申請し、その素晴らしさが認められ承認されました。

連合はどの村でも加盟できるものではなく、人口規模と地域資源を2つ以上有することなどの条件をクリアすること、資格審査を受け、100点中70点以上を獲得しなければなりません。また、加盟後も資格を失った場合は退会になるなど、質を重視した基準になっています。

加盟町村・地域は、北海道美瑛町、北海道赤井川村、山形県大蔵村、岐阜

地域資源は伊根浦舟屋群と亀島区祭礼行事

NPO法人「日本で最も美しい村」連合
事務局・美瑛町役場 政策調整室内
TEL 0166-92-4330
<http://www.utsukushi-mura.jp>

た。江戸時代には伊根湾内での鰯刺網や、村が一体となった鯨漁などが盛んに行われていました。

伊根浦舟屋群はこの湾内の漁業と、干満差のない静穏な天然の良港であること、海と山の間の狭小な土地という諸条件が相まって、海と暮らす先人達の知恵により全国にも類を見ない独特の景観を作りあげたといえます。舟屋は、2階に居室、1階は船のガレージとして使われており、現在その数は230軒、将棋の駒を並べたような家並みが、波の穏やかな伊根湾を取り囲むようにして軒を連ねております。

平成17年7月に全国で漁村として初めて国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受け、全国でも類をみない歴史的風致である伊根浦舟屋群を守り育てていくこととする活動が進められています。

亀島区祭礼行事は、三百年余りの伝統を持つ海の祇園祭とも呼ばれる夏の風物詩です。祭は毎年7月27日、28日に開催され、海上での安全や大漁を祈り、五穀豊穡への願いを託すものです。太刀振り、棒振り、神楽、祭礼船での宮入、夜宮が奉納されます。祭には例祭と大祭があり、船屋台が登場するのは大祭のときです。船屋台の起こりは、文化文政の頃、伊根浦において鰯や鯨の豊漁に恵まれ、その収益金を用い船屋台を建造したものと伝えられています。

重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて

舟屋群の価値が意識され始めたのは戦後のことです。海から見ると将棋の駒型のように建てられた建物であること、また連続して建ち並び海に浮かん

祭りのクライマックスは「海上渡御(かいじょうとぎよ)」で、船屋台が、神楽船、祭礼船に先導され屋台囃子も賑やかに八坂・八幡神社へ向けて伊根湾を巡航する様は圧巻で、「海の祇園祭」と呼ばれる所以です。



伊根祭り海上渡御(大祭)

フォーラム

伊根浦伝統的建造物群保存地区範囲図



でいるように見える様子などが珍しく、写真家や画家が伊根浦を訪れたと聞きます。

平成4年に地元の伊根漁業協同組合が、舟屋保全に関する意向」のアンケート調査を実施したところ、結果は、8割を超えて「保存するべき」との考えがあることがわかりました。近年には漁業形態の変化にともない、漁船の大型化、FRP船の導入が進んでいたため、平成5年頃から舟屋機能の低下が現れ始めました。また、昭和5年から約10年の歳月を要した府道伊根港線の拡幅工事が原因と思われる地盤沈下や道路の侵食が問題とされはじめました。地盤沈下は舟屋群にとって大きな問題であり、建物を保全するために前面ま

舟屋の1階は船のカレージ、2階は居室



たは一部をコンクリートで塞ぐなどの対策が取られはじめたため、舟屋の形態に変化が現れ、住民またマスコミから保存対策を望む声があがりました。

町議会でもこの問題は取り上げられ平成5年12月に役場内に舟屋群等保存検討委員会が発足され、保存の必要性、保存手法、整備の基本方針など検討し、平成6年3月に「伊根町舟屋景観維持保全計画」が策定されました。

平成9年3月に住民組織の伊根浦舟屋群等保存研究会が立ち上げられました。平成13年9月に研究の成果として、「伊根浦舟屋群等伊根浦の町並み」の

保存と整備と活用についての考え方」をまとめ、国の重要伝統的建造物群保存地区制度を活用し保存に取り組みようにとの報告を受けました。これを受け伝統的建造物群保存対策調査に取り組み、平成15年12月には、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定をおこない保存地区の決定等に向け動き出しました。

平成17年3月には、海を含めた保存地区の範囲、保存計画を策定し、「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区」(面積・約310・2ha)が誕生し、国へ重要伝統的建造物群保存地区(以下、「重伝建地区」)選定の申出をおこない、同年の7月22日に選定を受けました。

当初、保存対象建物は舟屋であり、舟屋を保存していくの方針で伝統的建造物群保存対策調査に取り組んでいましたが、裏山、主屋、道路なども調査していく中で、主屋と舟屋、土蔵の建物配置などまた歴史や町並みの変遷、海との関わりなど多方面から考察した結果、保存地区の範囲は図のように伊根湾を含め裏山の稜線までとすることとなりました。伊根浦全体を伝統的建造物群保存地区に指定することに向け、住民に十分説明し、理解を求めることになりました。

住民の理解を求めて

伊根浦には8つの自治会があり、住民説明会はこれら地区ごとに行い、多

い地区では3回実施をしました。重伝建地区に選定されると補助事業での建物修理には補助金が交付されますが、一定のルールも設けられます。瓦や外壁材の指定、取り壊しの制限などです。これらのことを住民の皆さんが理解し協力してもらえるか大きな不安がありました。説明会を開催しても参加者は少なく、住民の関心が希薄であると感じつつも動き出した舟屋群の保存、後戻りはできませんでした。

説明内容は、舟屋以外の主屋、土蔵、裏山、前面の海などを含めた保存範囲、一定のルール、住民の同意、現状変更の届出、許可が必要などの説明でありました。

「自分は舟屋が必要でも子どもは不要と思う可能性もある。この場合壊したり間口を塞いだりすることも有り得る」許可が出るまで時間がどれくらいかかるのか「舟屋は自分の所有建物なのに勝手に修理できないのか」など多くの意見、質問をいただきました。京都府の協力も得て、説明し理解を得ていきました。

保存会の設立について

国への重伝建地区選定申出には、住民の保存への熱意、意識の高揚等も求められていました。平成9年に「伊根浦舟屋群等保存研究会」が設立され活動をしましたが、研究会を発展的

フォーラム

船屋台 神楽山立石区・平成17年重伝建選定祝



地区も成果が見えるのには相

取り組みを継続していきたいと考えています。他の重伝建

にも6割の補助金は交付され

今後のまちづくりに向けて

昭和20年以前と以後の建物に区分さ

昭和20年以前と以後の建物に区分さ

昭和20年以前と以後の建物に区分さ

伊根町の舟屋は全国また世界にとつ

伊根町の舟屋は全国また世界にとつ

伊根町の舟屋は全国また世界にとつ

伊根町の舟屋は全国また世界にとつ

切妻屋根が海に向かって



(教育委員会次長 梅崎 良)

町村Nav

町村Nav i コーナーでは掲載情報を募集しています。
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部
(TEL03-3581-0486)まで

玉代町 大学と包括連携協定

町はこのほど、町内にキャンパスがある日本工業大学と連携して活力あるまちづくりを進めるため、同大学と包括連携協定を締結した。

町と大学が連携して取り組むのは、商工業 まちづくり 環境 などの分野。具体的には、「商工業」では、中小企業への技術支援や学生起業家への空き店舗の提供などを想定している。さらに、「まちづくり」では町民への図書館等大学施設の開放や大学見学ツアーを、「環境」では大学に來年度から新設される「ものづくり環境学科」や「生活環境デザイン学科」との連携をそれぞれ予定しているほか、町役場でのインターンシップや町イベントへの学生の参加なども検討している。

また、町と大学は協定内容の実効性確保のため、副町長や副学長らで構成する「連携推進会議」を設置。今後は同会議で、問題点の共有や具体的な取組などを検討していく。

庫可町 企業立地促進基本計画を策定

町はこのほど、企業立地促進法に基づ

く基本計画を策定し、国の同意(認可)を得た。地域経済のけん引役となる産業集積を目指す。単独町での計画が認められたのは県下初で、全国でも2番目。同基本計画は2008年から12年度までの5年間で計画期間とし、目標の企業立地件数を5件、雇用創出を1000人出荷額の増加目標額を26億円とした。町の自然的・経済的特性や強みを生かした、産官学の連携による「新エネルギー関連産業」と「食のものづくり関連産業」を指定集積業種として産業集積を図る。

「食のものづくり」では食の安全・安心などのニーズが高まる中、町内で採れる新鮮食材を使った農産物加工産業を売り出すことを目指し、食品関連のものづくり産業と他産業の積極的な連携を図る。基本計画は同意されると税制優遇措置などが受けられる。昨年11月現在では44道府県の126地域で策定されている。戸田善規町長は、基本計画が同意されたことをステップにし、今後企業へ積極的な営業活動、アピールをしていき、企業誘致に結びつけたいと話している。

岡筑町 子どもの権利条例を制定

町はこのほど、「子どもの権利条例」を

制定した。2006年に町立中学校生徒がいじめを苦に自殺したことなどが背景で、子どもの権利やその保障を明記するとともに、権利救済機関の設置などを規定した。今年4月から施行する。

条例は前文で、94年に批准された「子どもの権利条約」に基づく「筑前町子どもの権利宣言」を引用した上で、子どもの権利を尊重することが豊かな地域社会の形成につながるという考えの下に、「この条例を制定します」とした。

子どもの権利では、「あらゆる差別や暴力を受けず放任されない」「学び、遊び、疲れたら休む」などを挙げ、これらが「保障されます」と規定。さらに、子どもの権利侵害に関する相談機関と救済機関を設置するとし、権利侵害の相談員を「こども未来センター」に置くとしたほか、救済と回復支援を担う「子どもの権利救済委員会」を設けた。併せて、条例に基づく施策の実施状況を検証するため、有識者などから成る「子どもの権利委員会」の設置も規定した。

岡屋町 脱・携帯電話宣言

町は1月20日、小中学生の携帯電話所持を原則禁止する「脱・携帯電話宣言」を公表する。児童・生徒が有害サイトなど携帯電話による犯罪に巻き込まれるのを防ぐのが目的。「子どもは持たない。親は持たせない」など町ぐるみで脱・携帯電話に取り組み。

町にある1中学校・3小学校では、すでに携帯電話の学校への持ち込みは禁止されている。しかし、中学校では約5割、小学校でも約2〜3割の児童・生徒が携帯電話を所持しておりメールなどを

島鹿町 少子化対策で「出合いの場」提供へ

町は、今年3月にも若者らの「出合いの場」を提供することを検討している。町が進めている定住促進策・少子化対策、担い手対策などの一環。

さつま町は、2005年に3町が合併して誕生。人口も2万4、500人(08年12月)を超えているが、少子化の影響もあり長期的には人口減少が見込まれる。このため、結婚しない男女が増えていることもあり、「出合いの場」を町が提供することにした。20〜40代の独身の男女(結婚歴は問わず)を対象に参加を呼びかける予定。なお、町では昨年12月に「フーリングカップル2008 Xmas」を企画。異性と知り合う機会がないとあきらめかけているあなたへ」と20〜30代の男女を対象に参加を呼びかけたが、「お見合い」のイメージが強かったため参加者が少なく流れた経緯がある。町では「もっと気軽に参加できるものになりたい」とアイデアを練っている。なお、町では定住促進の一環として一般分譲住宅団地も提供している。

情 報

フランスの農業・農村・地域社会

農村の新しい役割
グリーンツーリズム

NPO法人オーガニック協会 長谷川浩代

「次のバカンスの予定はもう決まった？」

世界に名だたるバカンスの国フランスで、挨拶代わりによく交わされる言葉だ。「バカンスのために働く」とさえ言われるフランス人だが、これも単なる皮肉ではない。国が観光産業の発展を狙って休暇を取ること奨励しているからだ。年間最低でも5週間の有給休暇が義務付けられており、春のイースターに始まり、5月の聖霊降臨祭、夏休み、秋の万聖節、クリスマス、2月のスキー休暇と、休む理由には事欠かない国である。それゆえ、休暇の過ごし方、それにまつわる産業はとても重要だ。そこで近年無視できない勢いで成長しているのが、グリーン(エコ)ツーリズムである。そもそも自然の中でキャンプをしたり、田舎にある別荘に行ったりといった休暇の過

し方は従来から一般的だったとはいえ、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義されるグリーンツーリズムは、従来のいわゆる観光とは一味違った旅のスタイルだ。

例えば、私が1998年から毎年バカンス時期に働いているオーガニック農場民宿でも、こうした活動に本腰を入れて十数年になるが、今では毎年6〜8月の予約を年初に受け付け始めると、3月の声を聞く頃には既にいっぱいになるといのがここ何年も続いている。もちろん、夏の間は毎日ひっきりなしに宿泊予約を取ろうとする電話がかかってくる。宿泊客の国籍もフランスが7〜8割を占めるとはいえ、隣国のベルギーやオランダ、ドイツ、スイス、英国、遠くは北欧や東欧などヨー



長谷川浩代

(はせがわ・ひろよ)

1969年京都生まれ。食の世界への関心が高まり、98年7月〜99年10月までフランスに滞在。アルプス、ブルゴーニュ、コートダジュールの農場やレストランで料理や接客、農場、牧場の生活を体験。その時の体験からオーガニックやオルタナティブな生活に目覚める。帰国後オーガニッククワインの輸入と販売を手がけるマヴィ(株)に就職。同時にNPOオーガニック協会(EUOFA)の事務局を務める。現在も毎年夏の3ヶ月は農場民宿で働くことを中心に、ヨーロッパのオーガニック農家を訪ね歩いている。

ロッパ各地に散らばる。ポイントはこの民宿がフランスでも無名の、人口わずか130名ほどの小さな村にあるという点である。一方、世界的に有名な地中海沿いのリゾート地、「コートダジュール」でホテルレストランを営んでいたフランス人の知人は、年々客足が減っていることを嘆いていたが、ついに数年前そこを手放し、故郷の山間の村で小さなレストランを開くに至った。これまで隆盛だった海辺のホテルで過ごすバカンスから、雄大な自然に囲まれ、地元の人たちとのふれあいを楽しむようなバカンスへと移行していることを示す良い例だと言えよう。

この傾向は、フランスだけに限らない。2002年に国連が国際エコツーリズム年を提唱するなど、世界

的な動きでもある。観光産業は、世界経済においても最大のビジネスの1つであり、雇用数約2億人、年間3・6兆ドル(2003年10月Intel Report)を生み出す産業だ。中でもエコツーリズムは、年率20〜34%の勢いで成長しており、世界観光機関(World Tourism Organization)の発表でも、世界的な傾向としていわゆる海辺のリゾートは成熟市場となり、これ以上の伸びは期待できないとされる一方で、自然や文化遺産を楽しむ旅、また田園をめぐる旅はこの先20年間で大いに成長が見込まれているという。

最近では日本でも政府が音頭を取って奨励しているため、ちょっと検索すれば数多くの自治体にヒットする。環境省がエコツーリズム大賞を発表したり、独創的で小規模な旅行企画会社が「グリーンツーリズム」

ホストと宿泊客で食事をともにする



というコンセプトを打ち出して活動もしている。ただ残念ながら、東京に住む私の知人たちの間で話題にのぼっているかという疑問だし、参加している人となるともつと少なくなる。メジャーな旅行のスタイルとは言い難いのが現状だろう。一方ヨーロッパでは、90年代初頭から旅の形として定着し始め、今や主流とさえ言える勢いだ。

このような旅が盛んになると、地域にとっては、雇用の創出(若者の定住、コミュニティの活性化)、特産物の販売促進、当該地域および周辺地域の商売やサービスの発展、景観

を保護し、生物多様性が守られる農業の発展・継続、通常の観光では生まれにくい、旅行者と地元の人々の交流等のメリットがある。ただ、これらのメリットを享受するのは、単にそこに住む人々にとどまらない。環境が守られ、より美しい景観が生み出され、旅行者は生き生きとそこで暮らす人々と交流が図れるのである。誰にとっても嬉しいWin・Winの関係が生み出される理想的な姿と言えるのではないか。私が関わる農場でも、畑を手伝うために若いカッブルが定住するようになり、民宿で提供できるサービスも増えた。宿泊客が増えることにより、夏だけオープンするカフェができたり、山岳ガ



農場全景

イドが活躍したりと、村の経済活動も活発になってきている。村の人口そのものも年々増えており、さまざまなプロジェクトを携えた興味深い人々が次々と居住申請を出しているという。住人の希望でその村に唯一存在する店はオーガニック生協であるし、そこには村でオーガニック野菜を作っている人が卸している。その村が活性化することで、近隣の村にもキャンプ場や宿泊施設が生まれるという余波まで出ている。

ここで問われるのは、やはり提供されるものの質である。このような旅に関心のある人々が求めるのは、あくまで環境を重視した持続可能な生産であり、またそれを行う人の哲学(姿勢・考え方)も非常に重要だ。何度も訪れたくなるような場所、再会したくなる人たち、何かしら体験できることも人を惹きつける大切な要因だろう。当然の結果として、フランスではこうした受け入れを行っているのはオーガニック農家であることが多い。というよりは、オーガニック農家でなければ、残念ながら長続きは難しいだろう。せつかくの余暇を農薬・化学肥料たっぷりの畑で過ごしたいと思う人はそうそういないはずだからである。

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかし愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

 **三菱UFJ信託銀行**

お問い合わせは ☎0120-349-250

ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつながりましたら☎を押してください。)

MIZUHO みずほ信託銀行

Channel to Discovery

信託のちからが、お客さまの夢をかなえます。

信託のちから、それは
お客さまから「信じて託された」大切な資産を
責任をもって管理・運用し、育てていくちからです。
みずほ信託銀行は
「お客さまから最も信頼される信託銀行」をめざして
信託のちからをフルに発揮します。

ホームページ <http://www.mizuho-tb.co.jp/>

随 想

随 想

福岡県新宮町長

中野 昌昭

私の目指すまちづくり



新宮町は、昭和の大合併により、昭和30年4月に旧新宮町と立花村が合併し、新しく「新宮町」として誕生して以来、平成17年に50年目を迎えました。

合併当時の人口は、8千人足らずでしたが、高度成長期に入り新宮町も時代の流れとともに変化を遂げ、「農漁業の町」から企業誘致による「生産の町」、あるいは母都市である福岡市の「ベッドタウン」として発展を続け、現在においては2万4千人の人口となり、まだまだ、成長を続けております。

また、町の西には、特別天然記念物に指定されたクスノキの原生林が分布する立花山、東には、玄海国定公園に指定された白砂青松の新宮海岸、そして、朝鮮通信使が立ち寄ったとされる歴史あふれる相島など、山あり、海あり、島ありの自然に恵まれた町です。

この、親から子どもたちへと引き継がれてきた素晴らしい環境を次の世代の子どもたちへ、そして、孫たちへ受

け継ぐことのできるまちづくりを目指して、「つなげよう次世代へ 環境共生と生涯学習のまちづくり」をキーワードに第4次総合計画に基づいた取組みを進めております。

中でも、現在進めております中心市街地事業は、これだけの環境を有する新宮町にとって中心地がないということから端を発し、計画から15年かかり、平成19年1月に着工となりました。

この中心市街地は、福岡県の主要道ともいえる国道3号線とJR鹿児島本線に挟まれた約30ヘクタールという広大な敷地に、生活環境整備を目的とした地下完全埋没型の水浄化センターを中心に、大型商業施設の誘致やJR新駅の建設によるさらなる利便性の向上、そして、緑豊かなセントラルパークの整備など、次世代に残せる環境と共生したコンパクトシティとして、新宮町の顔となり、全国の代表的な街並みとなると信じております。

一方、国の財政のありを受け、全国の自治体が大変な状況に置かれている中、本町も例外なく、地方交付税だけでも約70%もカットされている状況にあります。

この様な中、他力本願ではなく今こそ蒔いた種が芽をふき、実がなる事こそが自助努力であり、自立のまちへつなげていくものと確信いたして居ります。

我々首長は、住民の皆さんの未来、運命を背負っており、現在の財政難の中では職員の数を減らさないと太刀打ち出来ないのが現状です。本町で現在策定中の第5次総合計画の中では、職員数を減らしながら、業務量は増えるという問題への対応が必要になるものと考えています。そのためにも、職員の資質、能力を向上し、やる気のある職員育成が、これからの各自治体にとって大切なことではないのでしょうか。限られた財源の中、より質の高い行政運営を行うていくには、今まで、100%の仕事をしていたものをさらに、少しでもレベルUPして、職員一人ひとりがスペシャリストとなることです。まちづくりは人づくりと申しますが、人づくりなくして、まちづくりはありません。人づくりが最重要課題であると位置づけて、現在、人材育成に取組んでいるところです。

また、平成の大合併の中、本町は単独でいくことを選びました。私自身、合併は否定するものではありませんが、まずは、足腰の強いまちづくりが大切だと考えています。地方分権を推進するための方法の一つとして考えられた合併が、最近では、財政が苦しいから合併するという方向に進んでいるように感じ、目的が変わってしまっているのではないかと心配しているところです。合併問題は、良い嫁になりたければ、花嫁修業と違って、財政が苦しくても歯を食いしばっては是非合併してもらいたいといわれるような足腰の強いまちづくりを第一に進めていくべきと考えています。

国会議事堂横にある憲政記念館の入り口に「人生の本舞台は常に将来にある」という尾崎行雄氏の語り口が掲げられています。私の頭の中には常にこの言葉があります。同じ行政を担う立場の首長さん方におかれましては、まちづくりにしても何事においても、目の先のことだけでなく、今、少々苦しいことがあってもやはり、本舞台は常に将来にあるということ肝に銘じて、人づくりを基本とした足腰の強いまちづくりに励んでいくべきだと思っております。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH21S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成20年7月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成20年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327